

# 中華人民共和国種子法

日付：2023-04-23 出处：種業管理司

2000年7月8日に開催された第9期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で採択され、2004年8月28日に開催された第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議の『「中華人民共和国種子法」の改正に関する決定』により第1回改正が行われた。2013年6月29日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会第3回会議の『「中華人民共和国文化財保護法」等その他の12の法律の改正に関する決定』により第2回改正が行われ、2015年11月4日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会第17回会議で改正され、2021年12月24日に開催された第13期全国人民代表大会常務委員会第32回会議の『「中華人民共和国種子法」の改正に関する決定』により第3回改正が行われた。

## 目次

第1章 総則

第2章 遺伝資源の保護

第3章 品種の選別育成、審査認定と登録

第4章 新品種の保護

第5章 種子の生産管理

第6章 種子の監督管理

第7章 種子の輸出入と対外協力

第8章 支援措置

第9章 法律責任

第10章 附則

## 第1章 総則

**第1条** 遺伝資源の保護及び合理的な利用、品種の選別育成及び種子の生産販売と管理行為の規範化、種業の科学技術研究の強化、育種イノベーションの奨励、植物新品種権の保護、種子生産販売事業者と利用者の合法的権益の保護、種子の品質の向上、現代種業の発展、国家食糧安全の保障、農業及び林業の発展促進のため、本法を制定する。

**第2条** 中華人民共和国国内において品種の選別育成、種子の生産管理と運営等の活動に従事する場合、本法を適用する。

本法にいう種子とは、農作物及び林木の栽培材又は繁殖材をいい、種、果実、根、茎、苗、芽、葉、花等を含む。

**第3条** 国務院農業農村、林業草原主管部門はそれぞれ全国の農作物種子及び林木種子業務を管掌し、県レベル以上の地方人民政府の農業農村、林業草原主管部門はそれぞれ本行政区域内の農作物種子及び林木種子業務を管掌する。

各レベルの人民政府及びその関連部門は、種子の法執行及び監督を強化するための措置を講じ、農家の権益を侵害する種子違法行為を法により戒めなければならない。

**第4条** 国は遺伝資源の保護業務及び良種の選別育成、生産、再生、普及利用をサポートし、品種の選別育成と種子の生産販売の融合を奨励し、遺伝資源保護業務及び良種の選別育成、普及等の業務において際立った実績を有する組織及び個人を奨励する。

**第5条** 省レベル以上の人民政府は、科学技術農業復興方針及び農業、林業の発展の需要に基づき、種業発展計画を制定し、実施を組織しなければならない。

**第6条** 省レベル以上の人民政府は種子備蓄制度を創設し、主に災害発生時の生産需要と過不足調整、農業と林業の生産安全保障のためにこれを用いる。備蓄種子に対しては定期的な検査と更新を行わなければならない。種子備蓄の具体的な弁法は国務院が制定する。

**第7条** 遺伝子組み換え植物品種の選別育成、試験、審査認定及び普及について安全性評価を行い、その上で厳格な安全制御措置を講じなければならない。国務院農業農村、林業草原主管部門は追跡監督管理を強化し、且つ遺伝子組み換え植物品種の審査認定及び普及に関する情報を適時に公告しなければならない。具体的な弁法については国務院が制定する。

## 第2章 遺伝資源の保護

**第8条** 国は、法律に従って遺伝資源を保護し、いかなる組織又は個人も、遺伝資源を横領し、又は破壊してはならない。

国家の重点保護対象である天然遺伝資源の採集又は伐採は禁止される。科学研究等の特別な事情により採集又は伐採する必要がある場合は、国務院又は省・自治区・直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門の許可を得なければならない。

**第9条** 国は、遺伝資源の計画的な全数調査、収集、整理、鑑定、登録、保存、交流及び利用を実施し、希少な、絶滅が危惧されている、固有資源及び特色のある地方品種を重点的に収集し、利用可能な遺伝資源の目録を定期的に公表する。具体的な弁法は、国務院農業農村、林業草原主管部門が規定する。

**第10条** 国務院農業農村、林業草原主管部門は、遺伝資源データベース、遺伝資源保護区又は遺伝資源保護地を設置しなければならない。省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門は、必要に応じて遺伝資源データ

ベース、遺伝資源保護区、遺伝資源保護地を設置することができる。遺伝資源データベース、遺伝資源保護区、遺伝資源保護地にある遺伝資源は公共資源であり、法律に従って利用を開放しなければならない。

遺伝資源データベース、遺伝資源保護区、遺伝資源保護地を占拠して使用する場合、元の設置許認可機関の同意を得る必要がある。

**第 11 条** 国は、遺伝資源に対する主権を有する。遺伝資源を国外に提供する、又は国外の機関又は個人と遺伝資源利用の共同研究を行ういかなる組織又は個人も、国務院農業農村、林業草原主管部門に申請書を提出して認可を受けると同時に、国との利益分配の提案を提出しなければならない。国務院農業農村、林業草原主管部門は、省・自治区・直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門に申請資料の受け取りを委託することができる。国務院農業農村、林業草原主管部門は、国務院生態環境主管部門に許認可の状況を通知しなければならない。

国外から遺伝資源を導入する場合は、国務院農業農村、林業草原主管部門の関連規定に従って処理しなければならない。

### 第 3 章 品種の選別育成、審査認定と登録

**第 12 条** 国は、科学研究機関及び高等教育機関が重点的に展開する育種の基礎的、最先端的研究及び応用技術研究、生物育種技術研究を支援し、在来作物、主要造林樹種の育種と無性繁殖材の選別育成等に関する営利目的でない研究を支援する。

国は、種苗会社が営利目的でない研究成果を十分に活用し、自主的な知的財産権を有する優良品種を育成することを奨励し、種苗会社が科学研究機関や高等教育機関と技術研究開発プラットフォームを構築し、主要な食糧用作物や重

要な商品作物の育種における難題に取り組み、市場志向、利益共有、リスク共有の産学研連携の種業技術イノベーションシステムを構築することを奨励する。

国は、種業における科学技術革新能力の構築を強化し、種業における科学技術成果の実用化を促進し、種業における科学技術関係者の合法的權益を保護する。

**第 13 条** 財政資金の支援により形成された育種発明特許権及び植物新品種権は、国家安全、国益及び重大な社会公共利益に関わるものを除き、事業実施者が法律に従って取得することを許可する。

主に財政資金の支援により形成された育種成果の譲渡、許諾等は、法律に従って公に行わなければならない、密かな取引は禁止される。

**第 14 条** 林業草原主管部門が林木の良種を選別育成するために測定林、試験林、優良林木の採集地、遺伝子バンク等を設立したことにより、組織や個人が経済的収入の減少を被った場合は、その設立を許可した林業草原主管部門が、国の関連規定に従って経済補償を与えなければならない。

**第 15 条** 国は、主要農作物及び主要林木の品種審査認定制度を実施する。主要農作物品種と主要林木品種は、国家レベル又は省レベルの審査認定を通過してから普及されなければならない。省、自治区、直轄市人民政府の林業草原主管部門により確定された主要な林木品種については、省レベルの審査認定を実施する。

審査認定を申請する品種は、区別性、均一性、安定性の要件を満たしていなければならない。

主要農作物品種及び主要林産品種の審査認定方法は、国務院農業農村、林業草原主管部門が規定する。審査認定方法は、公平、公開、科学、効率の原則を反映し、生産高、品質、抵抗性等の改善と調整、市場と生活消費のニーズに適応する品種の普及に資するものでなければならない。審査認定弁法の策定及び改訂にあたっては、育種家、種子使用者、生産販売事業者と関連する業界代表者の意見を十分に聴取しなければならない。

**第 16 条** 国務院及び省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門は、それぞれ専門家から構成される農作物品種及び林木品種審査認定委員会を設立する。品種審査認定委員会は、主要農作物品種と主要林木品種の審査認定業務を引き受け、出願書類、品種審査認定試験データ、種子サンプル、審査認定意見及び審査認定結論等の内容を含む審査認定ファイルを作成してトレーサビリティを保証する。審査認定を通過した品種の法律に従って公開された関連情報は、審査認定意見の状況を含め、監督を受けなければならない。

品種の審査認定において回避制度を実施する。品種審査認定委員会の委員、スタッフ及び関連するテスト、試験の担当者は、その職務に忠誠を尽くし、公正・廉潔でなければならない。組織や個人から通報された又は監督と検査において発見された上記人員の違法行為については、省レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門及び関連機関が、速やかに法律に従って処理しなければならない。

**第 17 条** 選別育成と生産販売の融合を実施し、国務院農業農村、林業草原主管部門が規定した条件に適合している種苗会社は、その独自開発した主要農作物品種、主要林木品種に対しては、審査認定方法に従って自ら試験を完了することができ、審査認定基準を満たしている場合は、品種審査認定委員会は審

査認定証明書を発行しなければならない。種苗会社は、試験データの信憑性に責任を負い、トレーサビリティを保証し、省レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門及び社会からの監督を受け入れる。

**第 18 条** 審査認定を通過しなかった農作物品種及び林木品種について、出願者に異議がある場合、元審査認定委員会又は国家レベルの審査認定委員会に再審査を申請することができる。

**第 19 条** 国家レベルの審査認定を通過した農作物品種と林木の良種は、国务院農業農村、林業草原主管部門が公告するものとし、全国の適切な生態地域で普及させることができる。省レベルの審査認定を通過した農作物品種と林木の優良品種は、省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門が公告するものとし、本行政区域内の適切な生態地域で普及させることができる。その他の省、自治区、直轄市の同一の適切な生態地域に該当する地域に農作物品種と林木の良種を導入する場合には、導入者は導入する品種と地域を所在する省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門に届出なければならない。

この地域に自然分布していない林木品種を導入する場合は、国の導入に関する標準に従って試験に合格しなければならない。

**第 20 条** 省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門は、品種の選別育成、審査認定に関する地域協力メカニズムを整備し、優良品種の選別育成、普及を促進しなければならない。

**第 21 条** 審査認定を通過した農作物品種や林木の良種に克服できない重大な欠陥等の状況が生じ継続的な宣伝、販売に適さなくなった場合、元の審査認

定委員会が審査、確認した後、審査認定を取り消し、元の公告部門により宣伝、販売の停止を発表する。

**第 22 条** 国は、一部の非主要農作物について品種登録制度を実施する。非主要農作物登録目録に掲載されている品種は、普及前に登録しなければならない。

品種登録を実施する農作物の範囲は、厳格に制御され、生物の多様性を保護し、消費の安全と種子利用の安全を保証するという原則に基づいて確定されなければならない。登録目録は、国務院農業農村主管部門が作成し、調整する。

出願人は品種登録を出願する際、省、自治区、直轄市人民政府の農業農村主管部門に出願書類と種子サンプルを提出し、その信憑性に責任を持ち、トレーサビリティを保証し、監督検査を受け入れなければならない。出願書類には、品種の種類、名称、原産地、特性、育種過程及び区別性、均一性、安定性テスト報告書等が含まれる。

省、自治区、直轄市人民政府の農業農村主管部門は品種登録出願を受理した日から 20 営業日以内に、出願人が提出した出願書類の書面審査を行い、要件を満たしている場合、国務院農業農村主管部門に提出して登録公告を行う。

登録されている品種に出願書類、種子サンプルの不実がある場合、国務院農業農村主管部門はその品種の登録を取り消し、その出願人の違法情報を社会信用ファイルに記載し社会に公表する。種子使用者やその他の種子生産販売事業者に損害を与えた場合は、法律に基づいて賠償責任を負う。

登録されている品種に克服できない重大な欠陥等の状況がある場合は、国務院農業農村主管部門が登録を取り消し、普及停止の公告を発表する。

非主要農作物の品種登録弁法は、国務院農業農村主管部門が規定する。

**第 23 条** 審査認定しなければならない農作物品種がまだ審査認定されていない場合は、広告を打ったり、宣伝、販売したりしてはならない。

審査認定しなければならない林木品種がまだ審査認定を通過していない場合は、良種として宣伝、販売してはならないが、確かに生産に使用する必要がある場合には、林木品種審査認定委員会により認定されなければならない。

登録しなければならない農作物品種がまだ登録されていない場合は、広告を打ったり、宣伝したりしてはならず、登録品種の名称で販売してはならない。

**第 24 条** 中国国内に常居所又は事業所を持っていない国外の機構、個人が中国国内で品種の審査認定や登録を出願する場合、法人格を有する国内の種苗会社に代理を委託しなければならない。

#### 第 4 章 新品種の保護

**第 25 条** 国は植物新品種保護制度を実施する。国家植物品種保護リスト内の人為的に選別育成され又は発見された野生の植物を改良したものであり、新規性、区別性、均一性、安定性及び適切な名称を具備する植物品種に対して、国務院農業農村、林業草原主管部門により植物新品種権を付与し、植物新品種権保有者の合法的權益を保護する。植物新品種権の内容と帰属、付与条件、出願と受理、審査と認可、及び期限、消滅及び無効等については本法、関連の法律及び行政法規の規定に従って実行する。

国は種子業界の科学技術の革新、植物新品種の育成及びその成果の実用化を奨励、助成する。植物新品種権を取得した品種が普及応用された際は、育成者は法律に従って相応の経済的利益を得ることができる。

**第 26 条** 1つの植物新品種に対し、1つの植物新品種権のみを付与することができる。複数の出願人がそれぞれ同一の品種について植物新品種権の出願を

した場合は、植物新品種権は最初に出願を行った者に付与する。出願が同時であった場合には、植物新品種権は当該品種を最初に育成した者に付与する。

法律に違反し、又社会公共利益、生態環境に被害を与える植物新品種に対しては、植物新品種権を付与しない。

**第 27 条** 植物新品種権を付与する植物新品種の名称は、同一もしくは類似の植物の属又は種において既知品種の名称と区別できなければならない。当該名称は登録後当該植物新品種の一般名となる。

下記名称は登録品種の名称として使用してはならない。

- (一) 数字のみで示されたもの。
- (二) 社会的道徳に反するもの。
- (三) 植物新品種の特徴、特性又は育成者の身分等について誤認を生じさせやすいもの。

同一の植物品種は、新品種保護出願、品種の審査認定、品種登録、宣伝、販売する際は同一の名称のみを使用しなければならない。生産普及及び販売する種子は、植物新品種保護出願、品種の審査認定、品種登録時に提出した種子サンプルに合致しなければならない。

**第 28 条** 植物新品種権の保有者はその登録品種について排他的な独占権を有する。植物新品種権の保有者は植物新品種権について他人に実施を許諾し、契約の約定に従って許諾使用料を徴収することができる。許諾使用料は固定額であってもよいし、販売収益から歩合等の形式により徴収してもよい。

いかなる組織又は個人も植物新品種権の保有者の許諾を経ずに当該登録品種の繁殖材を生産、繁殖及び繁殖のための調整、販売の申出、販売、輸入、輸出及び上記行為を実施するために保存してはならず、商業目的で当該登録品種

の繁殖材を他の品種の繁殖材の生産に繰り返して使用してはならない。ただし本法、関連する法律、行政法規において別段の規定がある場合を除く。

前項規定の行為の実施が許諾を経ずに登録品種の繁殖材を利用して得られた収穫材に関わる場合は、植物新品種権の保有者の許諾を得なければならない。ただし植物新品種権の保有者が繁殖材に関してその権利を行使する合理的な機会を有している場合を除く。

実質的派生品種について第2項、第3項に規定する行為を実施する場合には、原品種の植物新品種権の保有者の同意を得なければならない。

実質的派生品種制度の施行手順及び弁法は国務院が規定する。

**第29条** 下記の状況で登録品種を使用する場合には、植物新品種権の保有者の許諾を経なくてもよく、且つ許諾料の支払も行わなくてよいものとする。ただし、植物新品種権の保有者が本法、関連する法律及び行政法規に基づき有するその他の権利を侵害してはならない。

(一) 登録品種を利用して育種及びその他の科学研究活動を行う場合。

(二) 農家が登録品種の繁殖材を自家増殖し且つ自己の用に供する場合。

**第30条** 国益又は社会の公共利益のために、国務院農業農村、林業草原主管部門は、植物新品種権の強制許諾を実施する決定を行うことができ、それは登録且つ公告される。

強制許諾の実施を得た組織又は個人は、独占的な実施権を有さず、且つ他人に実施を許可する権利を有さない。

## 第5章 種子の生産管理

**第31条** 種子の輸出入業務に従事するための種子生産経営許可証は、国務院農業農村、林業草原主管部門が審査の上発給する。国務院農業農村、林業草原

主管部門は、省・自治区・直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門に出願資料の受け入れを委託することができる。

主要農作物の交雑種子及びその親種子、林木良種の繁殖材の生産管理に従事する、及び国務院農業農村主管部門が定めた条件に適合し選別育成と生産管理の融合を実施する農作物種苗会社の種子生産経営許可証は、省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門が審査の上発給するものとする。

前2項に規定する以外のその他の種子の生産経営許可証は、生産販売事業者が所在する県レベル以上の地方人民政府の農業農村、林業草原主管部門が審査の上発給するものとする。

非主要農作物の種子及び非主要林木の種子の生産のみに従事する場合は、種子生産経営許可証を取得する必要はない。

**第32条** 種子生産経営許可証の申請者は、種子の生産管理に適応した生産管理施設、設備及び専門技術者、及び法規と国務院の農業農村、林業草原主管部門が規定するその他の条件を備えていなければならない。

種子の生産に従事する場合は、同時に種子を繁殖するための隔離及び栽培条件、検疫有害生物のいない種子の生産地又は県レベル以上の人民政府の林業草原主管部門が確定した採種林を具備していなければならない。

植物新品種権を有する種子の生産経営許可証の取得を申請する場合、植物新品種権の保有者の書面による同意を得なければならない。

**第33条** 種子生産経営許可証に生産販売事業者の名称、住所、法定代表者、生産種子の品種、場所及び種子業務の範囲、有効期間、有効地域等の事項を記載しなければならない。

前項の事項に変更があった場合には、変更の日から 30 日以内に、元の許可証発給機関に登録の変更を申請しなければならない。

本法に別段の定めがある場合を除き、いかなる組織又は個人も、種子生産経営許可証なしに、又は種子生産経営許可証の規定に違反して、種子を生産、販売することは禁止される。種子生産経営許可証の偽造、変造、売買、賃借は禁止される。

**第 34 条** 種子の生産は、種子が透過性、純度、発芽率等の品質要件及び検疫要件を満たしていることを確保するよう、種子生産技術規程及び種子検査、検疫規程を遵守しなければならない。

県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門は、種子生産販売事業者が先進的な種子生産技術を導入し、生産工程を改善し、種子の品質を向上させるよう指導、支援しなければならない。

**第 35 条** 林木種子の生産基地で種子を採取する場合は、種子の採取は種子生産基地の事業者が組織し、関連する国家標準に従って行わなければならない。

成熟していない作物の略奪採取、母樹の毀損、不良森林や不良母樹から種子を採取することは禁止される。

**第 36 条** 種子生産販売事業者は、トレーサビリティを保証するため、種子の原産地、産地、数量、品質、販売先、販売日及び関連責任者等の内容を含む生産管理ファイルを作成し、保管しなければならない。種子の生産管理ファイルに記載されている具体的な事項、種子の生産管理ファイル及び種子サンプルの保存期間は、国務院農業農村、林業草原主管部門が規定する。

**第 37 条** 農家が自家増殖させ、自己使用した在来種子は、余剰がある場合、種子生産経営許可証を取得することなく、現地の市場で販売・交換することができる。

**第 38 条** 種子生産経営許可証の有効区域は、発行機関によりその管轄範囲内で確定される。種子生産販売事業者が種子生産経営許可証に記載されている有効区域に出先機関を設立し、さらに小分けにしない包装種子を専門的に扱う場合、又は種子生産経営許可証を有する種子生産販売事業者の書面による委託を受けてその種子を生産、代理販売する場合、種子生産経営許可証を取得する必要はないが、現地の農業農村、林業草原主管部門に届出なければならない。

選別育成と生産管理の融合を実施し、国務院農業農村、林業草原主管部門が定めた条件に適合する種苗会社の生産経営許可証の有効地域は全国である。

**第 39 条** 販売される種子は、加工、選別、包装されなければならない。ただし、加工、包装できないものを除く。

大きなパッケージとなっている種子又は輸入種子は小分けにすることができる。小分けにする場合は小分け単位を明記し、種子の品質に対し責任を負わなければならない。

**第 40 条** 販売される種子は、国家標準又は業界標準に適合し、ラベル及び取扱説明書を添付しているものでなければならない。ラベル及び取扱説明書に記載されている内容は、販売される種子と一致していなければならない。種子の生産販売事業者は記載内容の信憑性と種子の品質に対して責任を負う。

ラベルには、種子の種類、品種の名称、品種の審査認定又は登録番号、品種の栽培に適している地域と季節、生産販売事業者及びその登録地、品質指標、

検疫証明書番号、種子の生産経営許可証番号と情報コード、及び国務院農業農村、林業草原主管部門が規定したその他の事項を明記しなければならない。

登録品種の種子を販売する場合は、品種権番号を明記しなければならない。

輸入種子を販売する場合は、輸入許認可書類の番号と中国語のラベルを添付していなければならない。

遺伝子組み換え植物品種の種子を販売する場合は、必ず目立つ文字で表示しなければならない。また使用時の安全管理措置を表示しなければならない。

種子生産販売事業者は、関連する法律、法規の規定を遵守し、誠実で信義を重んじ、種子の使用者に種子生産者の情報、種子の主な性状、主な栽培方法、適応性等の使用条件の説明、リスク開示及び関連するコンサルティングサービス等を提供しなければならない。虚偽又は誤解を招くような宣伝をしてはならない。

いかなる組織又は個人も、種子生産販売事業者の生産管理の自己決定権を違法に妨げてはならない。

**第 41 条** 種子広告の内容は、本法及び広告に関連する法律、法規の規定に適合しなければならない。主要性状の記載等は、審査認定及び登録公告と一致しなければならない。

**第 42 条** 種子を輸送又は郵送する際は、関連する法律、行政法規の規定に従って検疫を実施しなければならない。

**第 43 条** 種子使用者は、自らの意思に従って種子を購入する権利を有し、いかなる組織又は個人も違法に干渉してはならない。

**第 44 条** 国は、林木の良種を利用する造林の普及促進に対し支援を提供する。国が投資し、又は国の投資が主となる造林事業及び国有林業組織の造林は、林

業草原主管部門が策定した計画に基づき、林木の良種を使用しなければならない。

**第45条** 種子の品質上の問題により又は種子のラベル及び取扱説明書の記載内容が真実でないことにより損失を被った場合、種子使用者は、種子を販売した事業者又は種子の生産者やその他の事業者に賠償を請求することができる。賠償金額には、種子の購入価格、逸失利益及びその他の損失が含まれる。種子生産者又はその他の事業者の責任である場合は、種子を販売した事業者は、賠償後、種子生産者又はその他の事業者に求償する権利を有し、種子を販売した事業者の責任である場合には、種子生産者又はその他の事業者は、賠償後、種子を販売した事業者に求償する権利を有する。

## 第6章 種子の監督と管理

**第46条** 農業農村、林業草原主管部門は、種子の品質に対する監督検査を強化しなければならない。種子の品質管理方法、業界標準と検査方法は、国務院農業農村、林業草原主管部門が制定する。

農業農村、林業草原主管部門は、国が規定した迅速検査方法を採用して、生産、販売される種子品種の検査を行うことができ、検査結果は行政処分の根拠とすることができる。被検査者は検査結果に異議がある場合、再検査を申請することができる。再検査には同一の検査方法を用いてはならない。検査結果の誤りにより当事者に損失を与えた場合には、法律に従って賠償責任を負う。

**第47条** 農業農村、林業草原主管部門は、種子品質検査機関に種子品質の検査を依頼することができる。

種子の品質検査を担当する機関は、相応の検査条件、検査能力を具備し、省レベル以上の人民政府の関連主管部門による審査に合格していなければならない。

種子品質検査機関には種子検査員を配備しなければならない。種子検査員は、中等専門学校以上の関連専門学歴を有し、相応の種子検査技術能力とレベルを有していなければならない。

**第 48 条** 偽種子又は劣等種子の生産、販売を禁止する。農業農村、林業草原主管部門及び関連部門は、法律に従って偽種子、劣等種子を生産、販売する違法行為を取り締まり、農家の合法的權益を保護し、公平な競争の市場秩序を守らなければならない。

以下の種子は偽種子である。

(一) 種子でないものを種子と詐称する、又はある品種の種子を他の品種の種子と詐称する。

(二) 種子の種類や品種がラベルの表示内容と一致しない、又はラベルがない。

以下の種子は劣等種子である。

(一) 品質が国の定める基準を下回っている。

(二) 品質がラベルの表示指数を下回っている。

(三) 国が規定する検疫有害生物が付着している。

**第 49 条** 農業農村、林業草原主管部門は、種子の行政法執行機関である。種子の法執行官は、法に基づいて公務を遂行する際、行政法執行証明書を提示しなければならない。農業農村、林業草原主管部門は、法律に従って種子の監督、検査の職責を果たす際、下記の措置を講じる権利を有する。

- (一) 生産管理場所に立ち入り、現場検査を行う。
- (二) 種子サンプルを抽出してテスト、試験又は検査を行う。
- (三) 関連する契約書、伝票、会計帳簿、生産管理ファイル及びその他の関連資料を閲覧、複製する。
- (四) 証拠により証明されている違法に生産、販売された種子、及び違法な生産管理に使用された道具、設備及び輸送手段等を差押え、押収する。
- (五) 違法に種子の生産管理活動を行っている場所を閉鎖する。

農業農村、林業草原主管部門が本法の規定に従って職権を行使する場合、当事者は補佐し協力しなければならない、拒否又は妨害してはならない。

農業農村、林業草原主管部門傘下の綜合法執行機関又はその委託を受けた種子管理機関は、種子の法執行の関連業務を展開することができる。

**第 50 条** 種子生産販売事業者は、法律に従って自ら種子業界団体を設立し、業界の自主規制管理を強化し、会員の合法的権益を保護し、会員及び業界発展のために情報交換、技術研修、信用構築、マーケティング及びコンサルティング等のサービスを提供する。

**第 51 条** 種子の生産販売事業者は、自ら適格な認証機関に種子の品質認証を申請することができる。認証に合格したものは、包装に認証標識を使用することができる。

**第 52 条** 不可抗力により、生産の必要に応じて国又は地方の定める基準を下回る農作物の種子を使用しなければならない場合、種子が使用される地域の県レベル以上の地方人民政府の許可を得なければならない。

**第 53 条** 品種の選別育成、種子の生産販売及び管理に従事する組織及び個人は、植物検疫に関連する法律、行政法規の規定を遵守し、危険な植物の病害、害虫、雑草及びその他の有害生物の拡散及び蔓延を防止しなければならない。

いかなる組織又は個人も、種子の生産基地で検疫有害生物の接種試験に従事することは禁止される。

**第 54 条** 省レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門は、品種の審査認定、品種登録、新品種保護、種子の生産販売許可、監督管理等の情報を政府の一元化した情報公開プラットフォーム上に発表しなければならない。

国務院農業農村、林業草原主管部門は、種子の監督、管理に根拠を持たせるために、植物品種の標準サンプルライブラリーを構築する。

**第 55 条** 農業農村、林業草原主管部門及びその職員は、種子の生産、販売活動に参加、従事してはならない。

## 第 7 章 種子の輸出入と対外協力

**第 56 条** 輸入種子と輸出種子は、危険な植物の病害、害虫、雑草及びその他の有害生物が国内に侵入する又は国外に拡散するのを防止するために検疫を実施しなければならない。具体的な検疫業務は植物の出入国検疫に関連する法律、行政法規の規定に従って実施しなければならない。

**第 57 条** 種子の輸出入業務に従事する者は、種子の生産経営許可証を保有していなければならない。その内、農作物種子の輸出入業務に従事する者は、国の関連規定に従って種子の輸出入許可も取得しなければならない。

国外から農作物、林木の種子を導入する時の審査認定の権限、農作物種子の輸入許認可方法、遺伝子組み換え植物品種導入の管理弁法は、国務院が規定する。

**第 58 条** 輸入種子の品質は、国家標準又は業界標準を満たさなければならない。国家標準又は業界標準が存在しない場合は、契約で合意された基準に従うことができる。

**第 59 条** 国外用種子を生産するために種子を輸入する場合は、本法第 57 条第 1 項の制限を受けなくても良いが、対外種子生産契約を締結しなければならず、輸入種子は種子の生産にのみ使用することができ、その製品を国内で販売してはならない。

国外から農作物又は林木の試験用種子を導入する場合は、隔離して栽培しなければならない。また収穫物は種子として販売してはならない。

**第 60 条** 偽種子、劣等種子及び国の規定により輸出入してはならない種子の輸出入は禁止される。

**第 61 条** 国は、種業の国家安全審査メカニズムを構築する。国外の機関、個人が国内の種苗会社に投資し、国内の種苗会社を買収する、又は国内の科学研究機関、種苗会社と技術提携を展開し、品種の研究開発、種子の生産管理に従事する場合の許認可管理は、関連する法律、行政法規の規定に従う。

## 第 8 章 支援措置

**第 62 条** 国は、種業の発展に対する支援を強化する。品種の選別育成、生産、実証及び普及、遺伝資源の保護、種子備蓄及び種子を大規模に生産する県を支援する。

国は、高効率で安全な種子生産・採種技術及び先進的で使用に適する種子生産・採種機械の使用普及を奨励し、先進的で使用に適する種子生産・採種機械を農業機械購入補助の対象とする。

国は社会基金が種業へ投資するよう積極的に誘導する。

**第 63 条** 国は、種業の公益性の高いインフラの整備を強化し、育種研究施設用地の合理的な需要を保障する。

優位種子育種基地内の耕地は、永久基本農地に割り当てられる。優位種子育種基地は、国務院の農業農村主管部門が、所在省、自治区、直轄市の人民政府と協議して確定するものとする。

**第 64 条** 農作物及び林木の品種の選別育成、生産に従事する種苗会社を、国の関連規定に従って支援する。

**第 65 条** 国は、金融機関が種子の生産管理及び買い上げに与信支援を提供するよう奨励し、指導する。

**第 66 条** 国は、保険機関が種子の生産保険を展開することを支援する。省レベル以上の人民政府は、保険料補助等の措置を講じて種業生産保険の発展を支援することができる。

**第 67 条** 国は、科学研究機関及び高等教育機関が種苗会社と育種科学技術者交流を展開し、本組織の科学技術者が種苗会社における育種成果の実用化活動に従事することを支援することを奨励し、育種科学技術人材のイノベーションと創業を奨励する。

**第 68 条** 国務院農業農村、林業草原主管部門及び遠隔地の育種所在地の省、自治区、直轄市の人民政府は、遠隔地の育種業務の管理と調整を強化しなければならない。交通運輸部門は種子の輸送確保を優先しなければならない。

## 第 9 章 法律責任

**第 69 条** 農業農村、林業草原主管部門が法律に基づいて行政許可決定を出さない、法律違反を発見した又は法律違反の通報を受けたが取り締まらない、又はその他本法の規定に基づいて職責を果たさない行為があった場合は、本レベ

ルの人民政府又は上級人民政府の関連部門が是正を命じ、法律に従って責任がある主管者及びその他の直接責任者に処分を科するものとする。

農業農村、林業草原主管部門の職員が本法第 55 条の規定に違反して種子の生産管理活動に従事した場合は、法に基づいて処分を科する。

**第 70 条** 品種審査認定委員会の委員及び職員が本法第 16 条の規定に違反して法に基づいて職責を果たさず、虚偽を弄し、私情にとらわれて不正を働いた場合、法に基づいて処分を科する。処分決定が出された日から 5 年以内は品種の審査認定業務に従事してはならない。

**第 71 条** 品種テスト、試験及び種子品質検査機関がテスト、試験、検査データを偽造した又は虚偽の証明書を発行した場合、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が是正を命じ、組織に対して 5 万元以上 10 万元以下の過料を科し、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては 1 万元以上 5 万元以下の過料を科する。違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。種子使用者及び他の種子生産販売事業者に損失を与えた場合は、種子生産販売事業者と連帯責任を負う。情状が深刻である場合は、省レベル以上の人民政府の関連主管部門が種子品質検査の資格を取り消す。

**第 72 条** 本法第 28 条の規定に違反して、植物新品種権の侵害があった場合には、当事者間での協議により解決するものとし、当事者が協議を望まず又は協議が成立しない場合には、植物新品種権の保有者又は利害関係者は、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門に処理を請求することができ、直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門は、当事者の自由意志の原則に基づき、植物新品種権の侵害により生じた損害賠償について調停を

行うことができる。調停により合意に至った場合、当事者はそれを履行しなければならない。当事者が履行せず又は調停により合意に至らなかった場合、植物新品種権の保有者又は利害関係者は法に従い人民法院に訴訟を提起することができる。

植物新品種権の侵害への賠償金は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失により確定する。実際の損失の決定が難しい場合には、侵害者が権利侵害によって獲得した利益に基づいて確定してもよい。権利者の損失又は侵害者が獲得した利益の決定が難しい場合には、当該植物新品種権の許諾使用料の倍数を参考とすることにより合理的に確定することができる。植物新品種権を故意に侵害し、情状が深刻な場合には、上記方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。

権利者の損失、侵害者が獲得した利益、及び植物新品種権の許諾使用料のいずれも確定が難しい場合には、人民法院は植物新品種権の種類、侵害行為の性質及び状況等の要素に基づき、500万元以下の賠償を確定することができる。

賠償金額には権利者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出を含めなければならない。

県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門は、植物新品種権の侵害事件を処理する際、社会の公共の利益を保護するために、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法所得及び種子を没収する。価額が5万元に満たない場合は1万元以上25万元以下の過料を併科し、価額が5万元以上の場合には対価の5倍以上10倍以下の過料を併科することができる。

登録品種を詐称した場合には、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が詐称行為の停止を命じ、違法所得及び種子を没収する。価額が5

万元に満たない場合は1万元以上25万元以下の過料を併科し、価額が5万元以上の場合には対価の5倍以上10倍以下の過料を併科することができる。

**第73条** 当事者は、植物新品種の出願権及び植物新品種権の権利帰属について紛争が生じた場合には、人民法院に訴訟を提起することができる。

**第74条** 本法第48条の規定に違反して偽種子を生産、販売する行為があった場合は、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が生産管理の停止を命じ、違法所得と種子を没収し、種子の生産経営許可証を取り上げる。違法に生産、販売した商品の価額が2万元に満たない場合、2万元以上20万元以下の過料を併科する。価額が2万元以上である場合には、対価の10倍以上20倍以下の過料を併科する。

偽種子を生産、販売した罪で有期徒刑以上の刑に処せられた場合、種苗会社又はその他の組織の法定代表者、直接責任を負う管理者は、刑の執行が完了した日から5年以内に、種苗会社の法定代表者、高級管理者に就任してはならない。

**第75条** 本法第48条の規定に違反して劣等種子を生産、販売した場合、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が、生産、販売の停止を命じ、違法所得と種子を没収する。違法に生産、販売した商品の価額が2万元に満たない場合、1万元以上10万元以下の過料を併科し、価額が2万元以上である場合には、対価の5倍以上10倍以下の過料を併科する。情状が深刻な場合は、種子生産経営許可証を取り上げる。

劣等種子を生産、販売した罪で有期徒刑以上の刑に処せられた場合、種苗会社又はその他の組織の法定代表者、直接責任を負う管理者は、刑の執行が完了

した日から5年以内に、種苗会社の法定代表者、高級管理者に就任してはならない。

**第76条** 本法第32条、第33条、第34条の規定に違反して、次の各号のいずれかの行為を行った場合、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が是正を命じ、違法所得と種子を没収する。違法に生産、販売した商品の価額が1万元に満たない場合、3千元以上3万元以下の過料を併科し、価額が1万元以上である場合には、対価の3倍以上5倍以下の過料を併科する他、種子生産経営許可証を取り上げることができる。

- (一) 種子生産経営許可証を取得せずに種子を生産、販売した。
- (二) 欺瞞、賄賂等の不正手段により種子生産経営許可証を取得した。
- (三) 種子生産経営許可証の規定に従って種子を生産、販売しなかった。
- (四) 種子生産経営許可証を偽造、変造、売買、賃借した。

(五) 種子を繁殖するための隔離及び栽培条件を具備しなくなった又は検疫有害生物のいない種子生産地もしくは県レベル以上の人民政府の林業草原主管部門が指定した採種林を有しなくなったが、種子の生産を継続した。

- (六) 種子の生産において種子検査・検疫の規程を遵守しなかった。

種子生産経営許可証を取り上げられた組織の法定代表者、直接責任を負う主管者は、処罰決定が出された日から5年以内に、種苗会社の法定代表者、高級管理者に就任してはならない。

**第77条** 本法第21条、第22条、第23条の規定に違反して次の各号のいずれかの行為を行った場合、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が、違法行為の停止を命じ、違法所得と種子を没収し、2万元以上20万元以下の過料を併科する。

(一) 審査認定されなければならないが審査認定されていない農作物品種を宣伝、販売した。

(二) 審査認定されなければならないが審査認定されていない林木品種を良種として宣伝、販売した。

(三) 宣伝、販売を停止しなければならない農作物品種又は林木の良種を宣伝、販売した。

(四) 登録されなければならないが登録されていない農作物品種を宣伝した又は登録品種の名称で販売した。

(五) 登録が取り消された農作物品種を宣伝した又は登録品種の名称で販売した。

本法第 23 条、第 41 条の規定に違反して、審査認定されなければならないが審査認定されていない又は登録されなければならないが登録されていない農作物品種について広告を打った又は広告における品種の主要性状に関する記述内容が審査認定、登録公告と一致していない場合は、『中華人民共和国広告法』の関連規定に従って法的責任を迫及する。

**第 78 条** 本法第 57 条、第 59 条、第 60 条の規定に違反して、次の各号のいずれかの行為を行った場合は、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が是正を命じ、違法所得と種子を没収する。法に違反して生産販売された商品の価額が 1 万元に満たない場合、3 千元以上 3 万元以下の過料を併科し、価額が 1 万元以上である場合には、対価の 3 倍以上 5 倍以下の過料を併科し、情状が深刻である場合は、種子生産経営許可証を取り上げる。

(一) 許可を得ずに種子を輸出入した。

(二) 国外用に生産された種子を国内で販売した。

(三) 国外から農作物や林木の種子を導入して優良品種導入試験を行うための収穫物を種子として国内で販売した。

(四) 偽種子、劣等種子又は国の規定により輸出入が禁止されている種子を輸出入した。

**第79条** 本法第36条、第38条、第39条、第40条の規定に違反して次の各号のいずれかの行為を行った場合、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が是正を命じ、2千元以上2万元以下の過料を科する。

(一) 販売される種子は包装されなければならないが包装されていない。

(二) 販売される種子に取扱説明書がない又はラベルの内容が規定に適合していない。

(三) ラベルが改ざんされた。

(四) 規定に従って種子の生産管理ファイルを作成、保管しなかった。

(五) 種子生産販売事業者が遠隔地に設立した出先機関が、更に小分けにしない包装種子の販売に特化し、又は委託を受けて種子を生産、代理販売するとき、規定に従って届け出なかった。

**第80条** 本法第8条の規定に違反して、遺伝資源を横領し、破壊した、又は国家の重点保護対象である天然遺伝資源を無断で採取し、伐採した場合、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が違法行為の停止を命じ、遺伝資源と違法所得を没収し、5千元以上5万元以下の過料を併科し、損失を与えた場合は、法律に従って賠償責任を負う。

**第81条** 本法第11条の規定に違反して、国外に遺伝資源を提供したり国外から遺伝資源を導入したりした、又は国外の機関若しくは個人と遺伝資源利用の共同研究を行った場合、国務院又は省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、

林業草原主管部門が遺伝資源及び違法所得を没収し、2 万元以上 20 万元以下の過料を併科する。

農業農村、林業草原主管部門の許認可文書を得ずに遺伝資源を国外に搬出又は輸送した場合は、税関はこれらの遺伝資源を差し押さえ、省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門に移送して処分を行うものとする。

**第 82 条** 本法第 35 条の規定に違反して、成熟してない作物の略奪採取、母樹を毀損した又は不良森林や不良母樹から種子を採取した場合、県レベル以上の人民政府の林業草原主管部門が採種行為の停止を命じ、採取した種子を没収し、採取した種子の価額の 2 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。

**第 83 条** 種苗会社が本法第 17 条の規定に違反して偽造行為を行った場合、省レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門により 100 万元以上 500 万元以下の過料を科される。以降本法第 17 条の規定に従って品種の審査認定を申請することはできず、種子の使用者及び他の種子生産販売事業者に損失を与えた場合には、法に基づいて賠償責任を負わなければならない。

**第 84 条** 本法第 44 条の規定に違反して林業草原主管部門が策定した計画に基づいて林木の良種を使用しなかった場合、同級人民政府の林業草原主管部門が期間内の是正を命じる。期限経過後も是正しなかった場合は、3 千元以上 3 万元以下の過料を科する。

**第 85 条** 本法第 53 条の規定に違反して種子生産基地で検疫有害生物の接種試験を行った場合、県レベル以上の人民政府の農業農村、林業草原主管部門が試験停止を命じ、5 千元以上 5 万元以下の過料を科する。

**第 86 条** 本法第 49 条の規定に違反して農業農村、林業草原主管部門の法に基づく監督検査を拒否、妨害した場合、2 千元以上 5 万元以下の過料を科し、

また生産停止、操業停止、肅正を命じることができる。その行為が治安管理違反に該当する場合は、公安機関は法律に従って治安管理処罰を与える。

**第 87 条** 本法第 13 条の規定に違反して育種成果を密かに取引し、本組織に経済損失を与えた場合は、法に基づいて賠償責任を負う。

**第 88 条** 本法第 43 条の規定に違反して種子使用者が自分の意思に反して種子を購入、使用するよう強要し、使用者に損失を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。

**第 89 条** 本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

## 第 10 章 附則

**第 90 条** 本法において、以下の用語の定義は次のとおりである。

(一) 遺伝資源とは、植物新品種を選別育成するための基礎材料をいい、各種植物の栽培種、野生種の繁殖材及び上記繁殖材を利用して人工的に創造された各種植物の遺伝材料を含む。

(二) 品種とは、人工的な選別育成又は発見され改良を経た、形態的特徴及び生物学的特性が一致し、遺伝性状が相対的に安定している植物群をいう。

(三) 主要農作物とは、稲、小麦、トウモロコシ、綿花、大豆をいう。

(四) 主要林木は国務院林業草原主管部門が確定し、公表する。省、自治区、直轄市人民政府の林業草原主管部門は、国務院林業草原主管部門が確定した主要林木のほかに、その他の 8 種類以下の主要林木を確定することができる。

(五) 林木良種とは、審査認定を通過した主要林木品種であって、一定の区域内でその生産量、適応性、抵抗性等の側面において現在の主栽培材料より明らかに優れている繁殖材又は栽培材をいう。

(六) 新規性とは、植物新品種権を出願する品種が出願日前に、出願権者自ら又は同意によりその種子の販売、宣伝を行なっており、その状態から、中国国内においては1年を超えておらず、中国国外においては木本又は蔓植物は6年、その他の植物は4年を超えていないことをいう。

本法施行後に新しく国家植物品種保護目録に追加された属又は種については、目録が公布された日から1年以内に植物新品種権が出願された場合、国内で当該品種の種子が販売、宣伝されてから4年を超えていない場合については新規性を有するものとする。

販売、宣伝行為により新規性が喪失する以外に、以下の場合についても新規性が喪失したものとみなす。

1. 品種が省、自治区、直轄市人民政府の農業農村、林業草原主管部門により作付面積に基づいて既に事実上の拡散を形成すると認められたとき。
2. 農作物品種の審査認定又は登記から既に2年以上経過しているが、植物新品種権が出願されていないとき。

(七) 区別性とは、1つの植物品種が既知品種と明確に区別できる1つ以上の性状を有することをいう。

(八) 均一性とは、1つの植物品種の特性が予見可能な自然変異を除いて、群内にある個体の間で関連する特徴又は特性の表現が一致していることをいう。

(九) 安定性とは、1つの植物品種が反復的な繁殖を経た後又は特定の繁殖周期が終了した時に、その主要な性状が変わらず維持されていることをいう。

(十) 実質的派生品種とは、原品種から本質的に派生し又は当該原品種の実質的派生品種から派生して生まれた品種であって、原品種との明確な違いを有

し、且つ派生により生じた性状の差異を除き、原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせにより発生した基本的性状を表す側面が原品種と同一であるものをいう。

(十一) 既知品種とは、審査認定、品種登記、新品種保護の出願が既に受理された又は既に通過した、又は既に販売、宣伝された植物品種をいう。

(十二) ラベルとは、種子、種子の包装物の表面に印刷、接着、固定又は付着している特定の模様又は文字説明をいう。

**第91条** 国は、漢方薬の遺伝資源の保護を強化し、漢方薬育種の科学技術研究を支援する。

草の種、タバコの種、漢方薬の種、食用菌菌株の遺伝資源の管理と選別育成、生産販売、管理等の活動は、本法を参照して実施する。

**第92条** 本法は2016年1月1日より施行する。

出所：中華人民共和国農業農村部ウェブサイト

[http://www.zys.moa.gov.cn/flfg/202304/t20230423\\_6426120.htm](http://www.zys.moa.gov.cn/flfg/202304/t20230423_6426120.htm)

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。